

平成24年11月に開催された町議会臨時会において、平成23年度決算が承認されました。

町民のみなさんから納めていただいている町税や、国や道から交付されたお金がどのように使われているのかについて、各会計の決算の状況をご報告いたします。

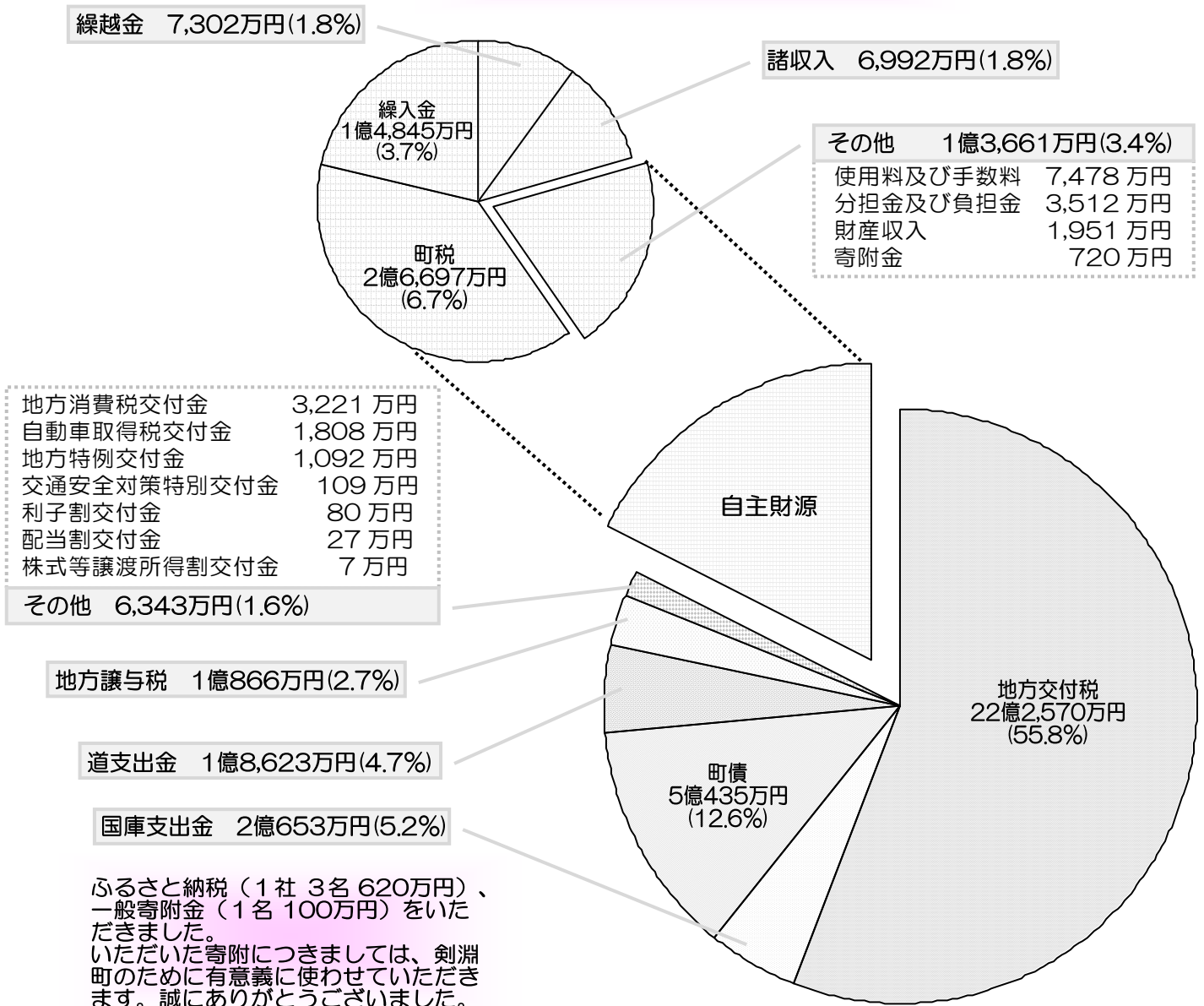
町は平成23年度の事業を行うにあたり、農業の振興と特産品の開発、子育て支援と健康づくり、安全安心な生活環境づくり、交流とコミュニティ活動の推進を施政方針として事業を行いました。

健全財政の維持に努め、一般会計、特別会計ともに黒字決算となり、歳入歳出差引残高は2億4,520万円になりました。

また、そのうち一般会計に7,000万円、国保会計に2,000万円、介護保険会計に800万円を基金に積み立てし、決算審査において正確、適正に執行していると評価されています。

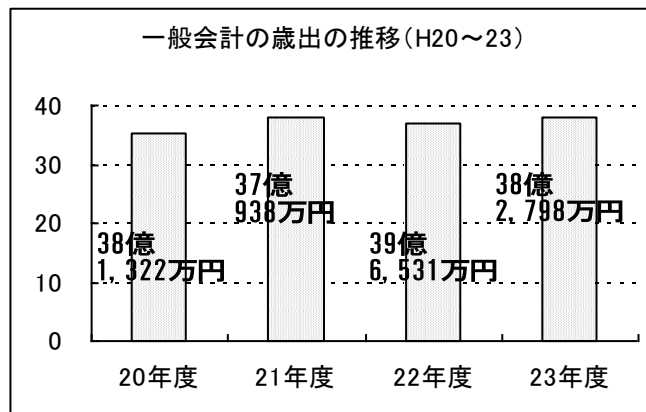
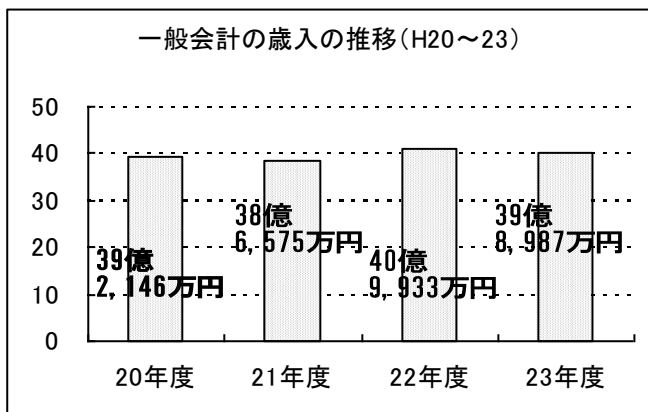
町は、今後も健全財政を維持し、効果的なまちづくりを進めるために、無駄を省いた事務事業の推進に努めます。

歳入総額 39億8,987万円

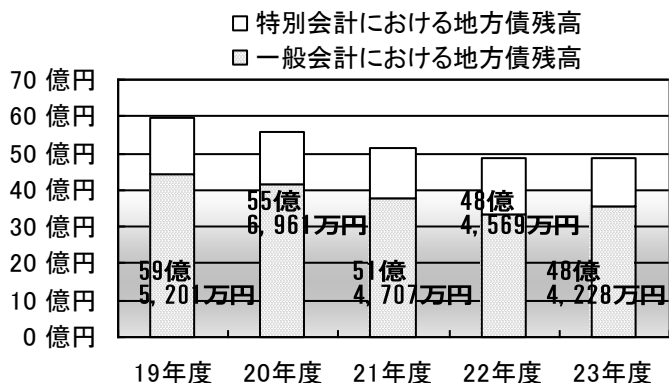
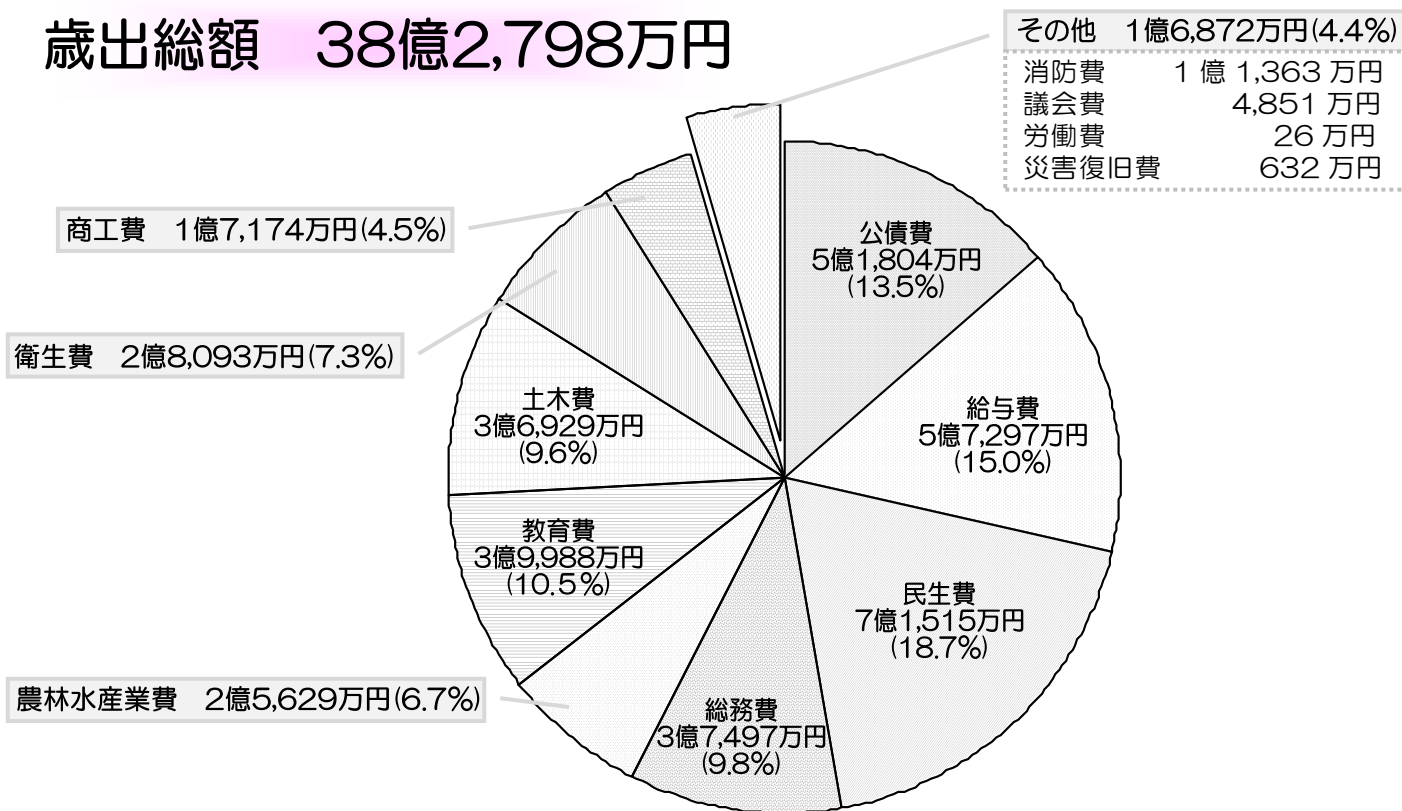


◆町税収入の状況（現年課税分）

税目	22年度決算額	23年度決算額	増減額	23年度徴収率
町民税	1億614万円	1億1,712万円	1,098万円	99.42%
固定資産税	1億2,069万円	1億2,100万円	31万円	98.77%
軽自動車税	898万円	917万円	19万円	98.69%
町たばこ税	1,743万円	1,968万円	225万円	100%
合計	2億5,324万円	2億6,697万円	1,373万円	



歳出総額 38億2,798万円



◆平成23年度 一般会計実質収支の状況

歳入決算額(A)	39億8,987万円
歳出決算額(B)	38億2,798万円
歳入歳出差引額(C) (C) = (A) - (B)	1億6,189万円
翌年度繰越財源(D)	3,918万円
実質収支額(C)-(D)	1億2,271万円

※実質収支額のうち、地方自治法第233条の2の規定により、7,000万円を基金に積み立てました。

◆平成 23 年度 特別会計決算状況

特別会計決算状況	歳入総額	歳出総額	歳入歳出 差引残高	左のうち 基金繰入金	翌年度への 繰越金
国民健康保険特別会計	6 億 928 万円	5 億 5,360 万円	5,568 万円	2,000 万円	0 円
国民健康保険剣淵町立 診療所特別会計	1 億 5,711 万円	1 億 5,122 万円	588 万円	—	0 円
後期高齢者医療特別会計	4,749 万円	4,558 万円	191 万円	—	0 円
介護保険事業特別会計	4 億 7,861 万円	4 億 6,168 万円	1,693 万円	800 万円	0 円

◆平成 23 年度 企業会計決算状況

企業会計決算状況	歳入総額	歳出総額	歳入歳出 差引残高	左のうち 基金繰入金	翌年度への 繰越金
簡易水道事業特別会計	1 億 5,613 万円	1 億 5,547 万円	66 万円	—	0 円
下水道事業特別会計	1 億 2,103 万円	1 億 1,878 万円	226 万円	—	0 円

用語解説

地方交付税

国から町へ交付される税のこと。行政を行うために必要な経費のために、法人税、酒税、消費税およびたばこ税の中から一定の割合で交付されます。割合は地方公共団体の財政力により変わります。

国庫支出金

国から町へ交付される給付金のこと。特定の事務事業に対して、負担金、補助金、委託金等の名称に分けられ交付されます。

道支出金

国庫支出金と同様で、道から町へ交付される給付金のこと。

町債（地方債）

町が資金を調達するために借金すること。返済は数年にわたります。

地方譲与税

国から町へ譲与される税のこと。行政を行うために必要な経費のために、国税として徴収した地方道路譲与税、石油ガス譲与税、自動車重量譲与税、特別とん譲与税および航空機燃料譲与税の一部から交付されます。

基金

町が財産や資金の積み立てをすること。

繰入金

町の各会計（一般会計、特別会計、基金等）の中でお金の移動をすること。

繰越金

その年の会計年度から翌年の会計年度へ持ち越した金額のこと。

自主財源

町が自主的に収入できる財源のこと。地方税、分担金および負担金、使用料、手数料、財産収入、寄附金、繰入金、繰越金、諸収入のこと。

依存財源

国や道が定めた額を交付されたり、割り当てられたりする収入のこと。地方債も含まれます。